

不動産の税金

Q&A

新事業承継税制について



難波 孝朗

税理士、社会保険労務士、
行政書士、CFP®、
宅地建物取引主任者

Q. 私は株式会社を経営しております。事業内容は収益マンションの経営と物品販売業です。相続が発生した場合、この会社の株式の評価が高く、相続税の負担が大きくなることが予想され、心配です。でも、後継者が納付すべき相続税のうち、その非上場株式に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されると聞きました。この制度の内容を教えてください。

A. 1. 非上場株式の相続税の納税猶予

(1) 制度の内容

相続税の納税猶予制度は、平成20年5月に公布された中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく制度で、非上場会社の後継者が相続又は遺贈により、経済産業大臣の認定を受けた株式等を取得した場合、一定の要件のもとに、相続開始前から既に保有していた株式等も含めて、発行済議決権株式等の総数の3分の2に達するまでの部分について、課税価格の80%に対応する相続税額が納税猶予されます。

2. 中小企業経営承継円滑化法の対象となる中小企業者の範囲

業種	資本金又は従業員数	
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
ソフトウェア、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

(一部省略)

3. 適用要件

(1) 認定承継会社

認定承継会社とは、上記2の中小企業者のうち、経済産業大臣の認定を受けた会社であり、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しないなどの要件を満たす会社のことをいいます。例えば、総資産うち、有価証券、不動産、現預金等の合計額が総資産の70%以上の会社を資産保有会社といいます。また、総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上の会社を資産運用会社といいます。このような、資産保有型会社及び資産運用型会社は適用除外となりますが、事業としての実態がある会社、例えば、①事務所、店舗、工場その他の固定資産を所有し、又は賃借していること。②常時使用する従業者の数が5人以上であること。

③経営承継相続人の被相続人の死亡の日において、3年以上継続して、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において商品販売等の事業活動を行なっていることのすべての要件を満たせば、適用可能となります。

(2) 被相続人の要件

①被相続人は会社の代表者であったこと。②被相続人と同族関係者と合わせて、その会社の発行済議決権株式総数の50%超を保有していたこと。③筆頭株主であったこと。④の要件が必要です。

(3) 相続人の要件

①相続人は、被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得して、その会社を代表者として経営していく相続人で被相続人の親族であること。②相続人と同族関係者と合わせて、その会社の発行済議決権株式総数の50%超を保有していること。③同族関係者のなかで筆頭株主で、かつ後継者であること。④の要件が必要です。1社に1人の後継者になりますので、分社すれば、会社ごとに相続税の納税猶予制度が受けられます。

(4) 事業継続要件

相続税の申告期限の翌日から5年を経過する日を経営承継期間としまして、この5年間、

①代表者であり続けること。②パート社員を除く雇用の80%以上を維持し続けること。③相続した対象株式を継続して保有し続けること。④同族関係者と合わせて発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有しかつ同族内で筆頭株主であること。⑤の要件が必要です。

(5) 株式継続保有要件

納税猶予額が免除されるには、条件があります。後継者は死亡の日まで対象株式等を保有し続けた場合には、納税猶予が全額免除されます。非上場株式を一部譲渡した場合には売却した株式等に対応する部分の相続税額と利子税を納付しなければなりません。猶予税額が高額になる場合、相続税額及び利子税の納付リスクがありますので、この納税猶予制度は慎重に検討する必要があります。

(6) その他

非上場株式の相続税の納税猶予制度を受けるには、計画的な承継に係る取り組みに関する経済産業大臣の確認が必要ですが、①平成20年10月1日から平成22年3月31日までの場合、②被相続人である先代経営者が60歳未満の場合、③相続時に役員であった後継者がすでに保有していた株式に公正証書遺言により取得する株式を合わせると、発行済議決権株式総数の過半数を有する場合は、経済産業大臣の確認は不要です。

4. 結論

中小企業の経営者の相続がおこった場合、財産のほとんどは自社株式や不動産で経営を続けていくためには必要なものばかりと考えられます。経営者の相続で、安定した経営を続けるためにも、事業用資産は、相続人で後継者に集中して引き継ぐのが必要と思われます。今後この非上場株式の納税猶予制度が大きくクローズアップされますので、事業承継を御検討の方はお気軽に御相談ください。